

特別養護老人ホーム 岩出憩い園

「ユニット型指定短期入所生活介護」

「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

和歌山県指定 第 3071800308 号

岩出憩い園の理念とは

「岩出憩い園は、入居者様と共に歩み、入居者様の暮らしが継続できるように支援します。」

そのために次の行動指針を掲げます。

私達は一人ひとりの優しさと思いやりの心をもって寄り添います。

私達のご利用者の気持ちを感じて笑顔と愛情をもって援助させてもらいます。

私達のご利用者とともに歩み、自律を支援します。

私達のご利用者に「明日が楽しい」と感じられる生活を目指します。

私達の岩出憩い園は地域の皆様に支えられながら憩いの場を提供しゆとりの心を育てます。

この基本理念をもとに私たちは気づきをもって入居者様の笑顔を引き出し、人生の一ページをともに担っていき、入居者様にも、私たちにも、優しい岩出憩い園をめざします。

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

1. 事業所経営法人について	3
2. 事業所の概要について	
3. 居室等の概要について	4
4. 職員の配置状況について	
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金について	5
6. 身元引受人について	9
7. 苦情の受付について	10
8. サービス提供における事業所の義務について	11
9. 当事業所の利用に際しての留意事項	
10. 高齢者の虐待について	13
11. 身体拘束について	13
12. 感染症対策について	
13. 褥瘡予防について	
14. 非常災害対策について	
15. 事故発生時の対応について	
16. 損害賠償について	14
17. 個人情報情報の取り扱いについて	

1. 事業所経営法人について

- ## 2. 事業所の概要について

- (8) 開設年月 平成28年 5月 1日
- (9) 事業及び送迎の実施地域 岩出市、紀の川市 和歌山市
- (10) 営業日及び営業時間 年中無休
- 電話・窓口受付時間 月から土曜日 8:30～18:00

日曜日 9:00～18:00

年末年始(12月31日～1月3日)9:00～18:00

但し利用決定は遅くなることがあります。

- (11) 利用定員 10人(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を含む)

3. 居室等の概要について

当事業所では以下のホームのユニット内では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室(全室個室)	10室	・ユニット数・・・1(居室 10室) ・居室の整備・・・ベッド(寝具一式)・ 整理ダンス、ナースコール、カーテン、 テレビ
食堂及びリビング	1箇所	各ユニットに設置、キッチン、冷蔵庫
浴室	1室	個浴1ヶ所
トイレ	1ヶ所	1ユニット 4箇所～5箇所
医務室	1室	2階に設置(施設内)

上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定短期入所生活介護事業・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業に設置が義務づけられている施設・設備です。

※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し込みがあった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定する。

4. 職員の配置状況について

当ホームでは、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

①[主な職員の配置状況] 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 配 置
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	40名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	6名

5. 機能訓練指導員	1名
6. 介護支援専門員	3名
7. 医師（嘱託）	1名
8. 管理栄養士・栄養士	2名

②〔職種内容〕

管理者	事業の管理、運営を行います。
介護職員	ご契約者の日常生活上の介護全般について、適切な技術をもって介護を行います。
生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご契約者の健康管理や医療上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご契約者の機能訓練を担当します。また、個別の機能訓練計画を作成します。看護職員が担当します。
介護支援専門員	ご契約者に係わる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
管理栄養士	主に、給食業務に従事。また、個別の栄養ケア計画を作成します。
医 師	ご契約者に対して健康管理及び医療上の指導を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金について

介護保険の給付の対象となる利用料と主な加算

区分	基準単位 1日単位	サービス提供体制強化 加算	看護体制加算	生産性向上推進体制加算	夜間職員配置加算	合計
要支援1	529	6	加算Ⅰは 4 加算Ⅱは 8 加算される場合がある。	10	18	535
要支援2	656					662
要介護1	704					736
要介護2	772					804
要介護3	847					879
要介護4	918					950
要介護5	987					1019

(1) 介護保険の対象となる加算の種類と単位

介護福祉施設サービス費の9割が介護保険から給付されますが、1割が自己負担となります。原則として1割負担であるが平成30年8月よりア、イ及びウとなりました。

- ア 本人の合計所得金額が 220 万円以上であり、同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯 340 万円以上 2 人以上の世帯では 463 万円以上の場合は 3 割負担である。
- イ 本人の合計所得金額が 160 万円以上であり、同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯 280 万円以上 2 人以上の世帯では 346 万円以上の場合は 2 割負担である。
- ウ 以外のものは 1 割負担である。

※詳しくは市役所の介護保険課へ確認して下さい。

- ① 看護体制加算Ⅰ（4単位/日）・看護体制加算Ⅱ（8単位/日）は看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上は位置しており、最低基準を一人以上上回って看護職員を配置しており、当該施設の看護職員により、24時間の連携体制を確保している場合に加算されます。看護体制加算Ⅰは常勤の看護師を1名以上は位置している場合に加算されます。なお、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れている事業所には12単位/日、23単位/日とする。
- ② 夜勤職員配置加算（18単位/日）は、朝、夕の時間帯に職員と手厚く配置している場合に加算されます。
- ③ 機能訓練体制加算は（12単位/日）利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに機能訓練を指導し機能維持を図る。
- ④ 療養食加算（8単位／1食）が加算される場合があります。医師の指示箋に基づく療養食（糖尿病食、腎臓病食、高脂血症食等）の提供が行われた利用者に加算されます。
- ⑤ 緊急短期入所受入加算は（1日につき90単位）短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）加算されます。
- ⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅰ・22単位/日：介護福祉士80%以上、Ⅱ・18単位/日：介護福祉士が介護職の60%以上、Ⅲ・6単位/日：看護・介護職員の75%が常勤職員又は介護福祉士が50%以上）加算されます。
- ⑦ 送迎加算 家庭への送迎につき1回：184単位加算されます。但し実施地域を越える場合は別途請求する。
- ⑧ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（200単位／日）が加算される場合があります。入所日から7日を上限として認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ在宅生活が困難と医師が判断した利用者は入所日から7日を上限として加算されます。
- ⑨ 若年性認知症入所受入れ加算（120単位／日）が加算される場合があります。若年性認知症患者を受入れ本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合に加算されます。

- ⑩ 医療連携強化加算（58単位/日）別に定める重度化した利用者を受け入れるに際し、看護体制加算（Ⅱ）を算定し、急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行い、主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていることを条件に加算する場合もある
- ⑪ 生活機能向上連携加算（200単位/月）訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを実施している事業所等から理学療法士等が特養等を訪問してアセスメントや個別機能訓練計画を作成し、介護職員、看護職員、生活相談員等が協働して、当該個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施する場合は加算されます。尚自施設で個別機能訓練計画を実施している場合は200単位を100単位に読み替える。
- ⑫ 生産性向上推進体制加算（（Ⅰ）100単位/月（Ⅱ）10単位/月）介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行う場合に加算されます。

その他の加算について

※介護職員等処遇改善加算が令和8年6月1日から介護サービス料に17.2%加算されることになりましたのでお願いします。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

- ① 食事の提供に要する費用（食材料費および調理費）は、実費相当額の範囲内にて負担して頂きます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。
- ② 居住に要する費用（光熱水費及び室料）は、当ホームに滞在される場合のご負担となります。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日当たり）のご負担となります。
- ③ 特別な食事の提供に要する費用は、具体的には、個人の希望により特別に用意する食事・お酒・外食等に要した費用は実費負担となります。

(3) サービスの概要

① 食 事

・食事の提供は嗜好に考慮すると共に、一人ひとりの健康、栄養状態に基づいて摂食・嚥下（飲み込み）機能に応じた個別の対応を重視します。嚥下機能に不安のあるご契約者は、誤嚥性肺炎や窒息などの危険性があり、これまで以上に個別の対応が必要となります。当ホームでは原則として朝食 7時45分 昼食 11時45分 夕食 17：45分以降の夕食を実施します。介助職員の十分な確保のもと、安全に、美味しく楽しく食事を提供します。ご契約者の自律支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。

② 入 浴

- ・ 個浴入浴及び機械入浴を3泊4日以上の場合は2回以上行います。また、入浴できなかった場合は、清拭を行います。※ご本人の状態に応じ、入浴回数を増やすことがあります。

③ 排 泄

- ・ 排泄の自律を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するためのADL訓練を実施します。

⑤ その他自律への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活を送れるために、適切な整容が行われるよう援助します。

(4) サービス料金

- ① 食事の提供に要する費用（食材料費および調理費）朝食 400円 昼食 600円
夕食 545円 利用毎に請求いたします。

食事の提供に要する費用	通常 (1日) 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額（1日）			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	1,545円	300円	600円	1,030円	1,360円

② 居住費に要する費用（光熱水費含む）

居住に要する費用	通常 (1日) 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額（1日）			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,470円

※ 令和3年8月から預貯金について、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下と変更になり、この金額を超える場合は負担限度額の対象外になり第4段階となる。また、夫婦世帯の配偶者の上乗せ部分は現行の1,000万円を維持される。詳しくは市役所介護保険課に相談して下さい。

※ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する「社会福祉法人等による利用者負担減免確認証」を持っているご契約者は負担額が軽減されます。

(5) その他のサービスの概要

- ① ご契約者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用
- ② ご契約者の選定する特別な食事、食事形態の変更に伴い必要となる費用の実費
ソフト食(ムース食) 75円/1食あたり
- ③ 四季折々のイベントを楽しんでいただく為、献立特別食を提供する際、一部献立内容に応じて費用追加となります。1食100円～300円
- ④ ベット上で過ごす時間が長く、床ずれ発症予防対策の為、エアーマット使用を希望する場合 150円/1日
- ⑤ 電化製品の使用料金
利用時に持参された対象家電製品の使用料金
季節家電(電気こたつ・電気毛布等)50円/日 通信機器(携帯充電器・ゲーム機等)10円/日
充電式小型家電等10円/日 上記以外の電気機器(医療機器含む) 30円/日
- ⑥ 利用者の買い物付き添い及び代行時の自己負担金(ご家族での対応が困難な場合に限る)
利用者の買い物に職員が同行する場合 30分まで1,000円 以降30分経過する毎に1,000円
利用者の要望される品物を職員が代行して買い物に行く場合 1回の買い物につき1,500円
- ⑦ 利用中の医療の提供
利用中に受診必要と判断した場合、原則病院内の付き添いは家族様にて対応をお願いしています。付き添い対応が出来ない場合は、当ホームの看護師等で対応しますが別途負担金が生じます。
3,000円/回 ※20時以降の受診の場合は、上記金額にそれぞれ1,000円/回を加算します。
救急搬送時について、医療機関に対して容態の説明等必要な為、家族様付き添いでも別途負担金が生じます。5,000円/回(18時～翌朝7時)
利用中入院となった場合、入院用の荷物を医療機関に届ける場合。
1,500円/回(原則家族様でお願いします)
- ⑧ 理美容代の実費
・毎月、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
利用料金：1回あたり 1,500円(変更の場合があります。)
- ⑨ 喫茶等の利用について 地域交流スペースにおいて喫茶コーナーや居酒屋などを設けています。(開催日をご確認下さい。) 料金：コーヒー1杯菓子付き100円 程度
- ⑩ レクリエーション・クラブ・サークル活動・慰問について
・ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ・サークル活動に参加していただくことができます。
利用料金：個人的に必要な経費の実費をいただくことがあります。
主な行事

1月上旬	初詣	必要費用実費
4月上旬	花見	必要費用実費
8月下旬	夏祭り	必要費用実費
10月下旬	遠足	必要費用実費
12月下旬	餅つき大会	必要費用実費

クラブ活動

カラオケ、体操、音楽、映画クラブなどもあります。開催日を確認願います。

その他

- ⑧実施地域を越える場合は1キロメートルあたり30円の自己負担を徴収します。

(6)利用料金のお支払い方法

- ①前号記載の料金・費用は、原則として「ホーム」が指定する金融機関での口座引き落としとさせていただきます。1ヶ月ごとに計算し翌月20日前後にご請求致します。

☆利用料金は翌月25日までにご入金下さい。 紀陽銀行 岩出支店

- ② 窓口での支払
③ 銀行振込による場合

(7) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、ユニット型指定短期入所生活サービス・ユニット型指定介護予防短期入所生活サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

- ② 利用予定の前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記料金をお支払いいただく場合もあります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用料予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供できない場合は他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ ご契約者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、既に実施されていたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 身元引受人について

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

しかしながら、入居者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、関係市町村と検討させていただきます。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくことが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連携してその債務の履行義務を負うことになります。

そして、ご契約者が医療機関に入院する場合や当ホームから退居する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行います。また、当ホームと協力、連携して退居後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) ご契約者が利用中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入居契約が終了した後、当ホームに残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただくことになります。

(5) 身元引受人が死亡した場合、破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

7. 苦情の受付について

ご契約者からの苦情に対応する窓口（連絡先）、担当者を設置します。

担当者が不在の時は職員全員が苦情に対応できるよう指導し、その内容については担当者に必ず引き継ぎをします。夜間、休日等は、日直の職員が対応し、その内容についても担当者に引き継ぐものとします。

・ 苦情受付窓口 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00

受付窓口 足立 有理

電話番号 0736-67-2012

FAX番号 0736-67-2020

(1)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 提供した施設サービスに関して苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡をとり、直接行くなどして詳しい事情を聞くと共に、担当者からも事情を確認します。

必要と判断した場合は、それについて担当者等と検討します。検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をします（ご契約者へ謝る等）。

③ 記録を台帳（パソコンのデータベース等）に保管し、再発防止に役立てます。

(2)その他

最初の苦情対応時に誠意をもってあたることを基本とします。又、ご契約者、ご家族の立場にたって問題の処理にあたります。

(2)行政機関その他苦情受付機関

・和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地	和歌山市吹上2丁目1番22
	電話番号	073-427-4665
	FAX番号	073-427-4664
	受付時間	9:00～17:15（月曜日～金曜日）
・岩出市介護保険係	所在地	和歌山県岩出市西野209
	電話番号	0736-62-2141
	受付時間	9:00～17:15（月曜日～金曜日）

8. サービス提供における事業者の義務

当ホームは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財物の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて、必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

（万全を期しますが、自ら転倒された場合等の怪我や骨折される場合がありますので、ご理解ください。）

但し、ご契約者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合

には、記録に記載するなどして適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥ 事業者、サービス従事者及び従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又は、その家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退居のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得て行います。

9. 当事業所利用の留意事項について

当ホームのご利用にあたって、ホームに入居されているご契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) ショートステイの持ち込みについて

入居にあたり、ご契約者の日常使用される衣類、下着、靴下、パジャマ類、トレーナ類、靴、洗面用具、タオル類、などの持ち込みをお願いします。持ち物には名前の記載をお願いします。名前の記載のない衣類については紛失されることがありますのでよろしくお願いします。なお貴重品（現金・貴金属等）の持ち込みは原則禁止としております。入居者またはご家族の判断により持ち込まれた場合であっても、紛失・破損・盗難等については、当施設では責任を負うことはできませんので、ご理解ご協力をお願いします。

また、ご契約者が長期に滞在される場合は思い出の品やご自分で使用されていた家具等についてはご契約者のお気持ちに対応させていただきます。また、その他必要に応じてご相談いたします。

☆尚、おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。（施設の指定する「おむつ」に限ります）

(2) 面会

面会時間 10：00～11：00 13：30～16：30

来訪者は、その都度施設へ連絡し予約を入れて下さい。

(3) 外出

外出される場合は、3日前までにお申し出下さい。

しかし、緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

外出時（外食含む）はご家族で付き添いお願いいたします。家族に代わり職員が付き添う場合の費用

30分以内（往復移動時間含む）1,000円/回 以降30分経過する毎1,000円ずつ加算

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。当日のキャンセルは昼食代が発生する場合があります。

(5) 施設、設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当ホームの職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) ホームでの建物内での喫煙はできません。

(7) 生ものの持ち込みは、食中毒等の問題がありますのでご遠慮いただきます。

どうしても必要な場合はスタッフに事前に相談願います。

(8) 感染症等で、隔離させていただくことがあります。団体生活なのでご理解ください。また発熱等にて状態が悪化する恐れがある場合はご連絡させていただきます。

(9) 個人情報保護法により、ご利用者についての外部からの問い合わせ等にはお答えできません。但し、ご家族様についてはこの限りではありませんが失礼ながら確認させて頂く場合がございます。ご理解ください。また、ご面会の際にはどなた様にもご記帳頂く事になります。

10. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご契約者等の人権の養護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利養護に取り組める環境整備に努めます。

11. 身体拘束廃止について

- (1) サービス提供に当たっては、ご契約者又は他のご利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いませんのでご理解下さい。
- (2) 身体的拘束等を行う場合、事前に入所者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得ると共に、その対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (3) 身体拘束廃止のもと「身体拘束廃止委員会」を設置します。委員は全職種で構成し、委員会は定期開催します。

12. 感染症対策について

- (1) 感染症及び、食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討し、感染症対策指針を作成します。また、「食中毒感染症対策委員会」を設置します。
- (2) 委員会では、①感染症が発生した場合の報告 ②職員に対する感染症の周知徹底 ③感染状況の調査とその具体的な防止策 ④再発予防対策などを協議し実行します。また委員会は、定期開催します。

13. 褥瘡予防について

- (1) 褥瘡の原因、メカニズムを理解し、その対処法を習得します。
- (2) 褥瘡は絶対つくらないものと心がけ、褥瘡を予防する介護を行ないます。
- (3) 好発部位を把握し、最大限2時間ごとに体位交換等を行い、皮膚の状態をチェックし、局所の圧迫を取り除き、血流を良くし、予防に努めます。

14. 非常災害対策について

- (1) 非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、ご契約者に対して、定期的に非難救出その他必要な訓練を行います。
“岩出憩い園消防計画”(夜間及び地震想定含む)に基づき、関係機関の協定を得て防災教育及び訓練を定期的を実施する。
- (2) 台風や大雨、降雪等による停電や断水時は、通常のサービス提供が困難となる場合があります。施設の判断により、入浴・食事時間等を変更する事があります。

15. 事故発生時の対応について

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

- (1) 速やかな連絡
事故が発生した場合、予め登録いただいている「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡します。また、重大な事故の場合、地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- (2) 事故の状況を報告
調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- (3) 改善策の検討と実践
発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に対して説明します。
- (4) 誠意をもって対応
事故後の対応にあたっては、ご契約者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。
- (5) 転倒事故や剥離傷について
日中や夜勤帯における転倒事故や剥離傷、内出血等ご利用者の身体的な状態や精神的な状態においても発生する場合がありますので十分注意して対応させてもらい、事案発生時には都度連絡させていただきます。

16. 損害賠償について

当ホームにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者との相談の上、賠償を検討させていただきます。

17. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当ホームは個人情報保護法に違反いたしません。
- (2) 当ホームでサービス提供上必要となる個人情報については、ご契約者ならびにご家族の同意のもと適切に使用いたします。
- (3) 個人情報の具体的な使用内容は、以下のとおりです。
 - ① 介護サービス提供中、緊急的に医療の必要性が生じた場合に当ホームはその医療機関に対して、ご契約者（利用者）に関する心身の状況等の情報を提供すること、並びにそれに付随してご家族の情報を提供させて頂く事。
 - ② 認定調査やサービス担当者会議、更にはサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査等において、ご契約者（利用者）とご家族の個人情報を用いる事。

以上

〔重要事項説明書の同意について〕

令和 年 月 日

ユニット型指定短期入所生活介護サービス・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。また、個人情報の取り扱いについても説明を行いました。

社会福祉法人 紀の国福樹会 特別養護老人ホーム 岩出憩い園

説明者職名 _____

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定短期入所生活介護サービス・ユニット型指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。また、個人情報の取り扱いについても同意しました。

利用者住所 〒 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 〒 _____

代理人氏名 _____ 印

※ この重要事項説明書は、ご契約者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。記載している数値は令和 7年 12月 1日現在ものです。